資料１－２

# 糸魚川市ごみ処理施設あり方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　当市における一般廃棄物処理について、処理システム全体を見通しながら、ごみ焼却施設等の今後の整備方針の策定に必要な検討を行うため、糸魚川市ごみ処理施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　ごみ焼却施設等の整備方針の検討に関すること。

⑵　ごみ処理システムに関すること。

⑶　その他市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　地域の代表者

⑶　市の職員

⑷　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条 委員会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、環境生活課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。